平成２４年（フ）第６７５０号
大阪市東成区深江北３丁目６番11号　カーサ・ベルテ202号
破産者　川西　裕美
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４９号
大阪市平野区平野南２丁目２番11号
破産者　ほまれこと　丹生　隆啓
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０３号
大阪市城東区古市３丁目８番14―504号
破産者　アルフレッド　ビー　サホこと　ＳＡＪＯ　ＡＬＦＲＥＤＯ　ＢＡＣＡＮＩ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６９号
大阪府東大阪市新上小阪１番10―７号
破産者　酒巻　康夫
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８５号
大阪市住吉区我孫子東３丁目２番25号　コーポＹＭ21―401号、開始決定時大阪市住吉区我孫子東３丁目２番25号　コーポＹＭ21―802号
破産者　牧田　一正
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９号
堺市美原区北余部560―１　フルール201号、開始決定時の住所大阪府高石市綾園１―６―３　ノイエフロイデ201号室
破産者　荒井　孝一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
大阪府富田林市寿町３丁目６番22―501号
破産者　髙橋　昌彦
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
大阪府河内長野市小山田町1250番地の141
破産者　金剛土木工業こと　中海　和由
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
神戸市中央区二宮町３丁目２番２号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町３丁目３番６号
破産者　鶴参こと　鶴澤　義一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
兵庫県姫路市書写1199番地３
破産者　上山貴玄こと　上山　高秀
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６２号
奈良市朱雀三丁目７番地の６　山本ハイツ101号
破産者　阪本　凡子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
奈良市学園中４丁目518番地の５　チュリス学園前第２―202号
破産者　日高　啓樹
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８４号
徳島県徳島市川内町鈴江北19番地
破産者　津田　悦司
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市坂元町57番48号　コーポ牧102号、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目10番７号
破産者　久保えつ子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀657番地
破産者　蓮沼　詳次
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2633番地の１　ドリームピアＡ101
破産者　橋本　涼子（旧姓玉那覇）
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
群馬県桐生市旭町200番地　小島第２マンション1702号室、開始決定時の住所栃木県足利市堀込町2518番地19
破産者　渡邉　一成
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０１号
新潟県阿賀野市下黒瀬1467番地１、申立時の住所新潟市北区白新町２丁目５番４号
破産者　大島　栄博
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部